

評価書様式

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成28年度
	中期目標期間	平成25～29年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	道路局	担当課、責任者	総務課高速道路経営管理室 高藤 喜史
法人所管部局	鉄道局	担当課、責任者	鉄道事業課 片山 敏宏
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 斉藤 正之佑

3. 評価の実施に関する事項
<p>平成29年7月10日 高速道路機構理事長、理事長代理、理事及び監事出席のもと、外部有識者を含んだ意見交換会を開催し、機構の平成28年度業務実績及び自己評価についてヒアリングを行った。</p> <p>また、同意見交換会において、国土交通省所管独立行政法人の評価等に関する外部有識者より平成28年度業務実績評価案について意見を聴取した。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>特になし</p>

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
		A (旧評価制度における評価)	B	B	—	—
評価に至った理由	国土交通省独立行政法人評価実施要領に基づき項目別評価の算術平均を行ったところ、B評価となった。また、全体の評価に影響を与える事象もなかったため、算術平均結果のB評価を総合評価とした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>全ての項目において、年度計画における所期の目標を達成しており、特に「会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定」、「資金調達が多様化」、「高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の削減を助長するための仕組み」及び「道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務」に関しては下記の通り努力が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が高速道路会社と連携して「利用者に分かりやすい指標」となるようアウトカム指標の改善に取り組んでいる。</li> <li>・積極的かつ幅広いIR活動を通じて新たな投資需要を掘り起こし、超長期の資金調達の実行、財投機関債では初となる40年利子一括払債の発行など、調達の多様化を達成し、これにより平均調達年限を22.1年(平成27年度:18.4年)に長期化させつつ、平均調達利率は0.40%(平成27年度:0.88%)と低い水準を達成した。また、ディール・ウォッチ(資本市場専門メディア)が選定する社債部門の「Innovative Debt Deal of the Year」を受賞。</li> <li>・平成27年度末に見直した修繕・特定更新等工事の助成手続きについて、会社が制度をより積極的に活用できるよう努め、これまで実績のなかった会社(本四、首都、阪神)を含めた全6社から工事計画が提出された。更に、平成28年度に経営努力要件適合性の認定を行ったものについては過年度を上回る約160億円(平成27年度:約130億円)のコスト削減が見込まれている。この助成制度を通じて新技術の開発等を促進するとともに、その結果をホームページに公表するなど、情報共有を図ることで新技術の普及にも寄与している。</li> <li>・特車・占用許可等手続きをチェックリスト化することによる確認作業・必要書類の不備に伴う作業の軽減、特殊車両通行許可等の包括化等を実施することにより、権限代行手続きの事務の迅速化・効率化が図られた。</li> </ul>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

業務実績等報告書様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度		
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 組織運営の効率化	A	B	B	B		I-1	
2 一般管理費の縮減	A	B	B	B		I-2	
3 調達等合理化の取組の推進 (入札及び契約の適正化の推進)	A	B	B	B		I-3	
4 積極的な情報公開							
① 財務内容の公開	A	B	B	B		I-4	
② 資産の保有及び貸付状況の公開	A	B					
③ 債務の返済状況の公開	A	B					
④ 債務返済の見通しの根拠の公開	A	B					
⑤ 費用の縮減状況等の公開	A	B					
⑥ 評価及び監査に関する事項	A	B					
⑦ ホームページ等の充実	S	B					
⑧ 業務パンフレット等による広報	A	B					
5 業務評価の実施	A	B	B	B		I-5	
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け							

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度		
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
※ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	-	-				-	対象事業なし
7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	A	B	B	B		II-7	
8 業務遂行に当たっての取組							
① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進	A	B	B	B		II-8-①	
② 高速道路事業の総合的なコストの縮減	A	B	B	B		II-8-②	
③ 高速道路の利用促進	A	B	B	B		II-8-③	
④ 調査・研究の実施	A	B	B	B		II-8-④	
⑤ 環境への配慮	A	B	B	B		II-8-⑤	
⑥ 危機管理	A	B	B	B		II-8-⑥	
III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画							
1 財務体質の強化	A	B	B	B		III-1	
2 予算						III-2	
3 収支計画	A	B	B	B		III-3	
4 資金計画						III-4	
IV 短期借入金の限度額	-	-	-	-		-	短期借り入れ実績なし
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	A	B	B	B		V	

① 道路資産の内容を把握し、その保有及び貸付けを適切に実施	A	B	B	B		Ⅱ-1-①	
② 国及び会社と一体となった高速道路の老朽化対策の実施、管理水準の向上	A	B	B	B		Ⅱ-1-②	
③ 会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定	A	B	B	A		Ⅱ-1-③	
2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済							
① 会社との協定の締結	A					Ⅱ-2-①	
② 貸付料	A	B	B	B		Ⅱ-2-②	
③ 必要に応じた協定変更	A					Ⅱ-2-③	
④ 適切な債務残高管理	A	B	B	B		Ⅱ-2-④	
⑤ 会社からの債務引き継ぎ	A	B	B	B		Ⅱ-2-⑤	
⑥ SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化	A	B	B	B		Ⅱ-2-⑥	
⑦ 資金調達の多様化	S	A	A	A		Ⅱ-2-⑦	
3 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け	A	B	B	B		Ⅱ-3	
4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	-	-	-	B		Ⅱ-4	
5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	S	B	A	A		Ⅱ-5	
6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務	S	B	B	A		Ⅱ-6	

VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-		-	該当なし
VII 剰余金の使途	-	-	-	-		-	該当なし
VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設及び設備に関する計画	-	-	-	-		-	該当なし
2 業務の実施について	A	B	B	B		VIII-2	
3 人事に関する計画							
① 方針	A	B					
② 人員に関する指標	A	B	B	B		VIII-3	
③ 人件費に関する指標	A	B					
※ 主たる事務所の移転	A	A	-	-		-	
4 内部統制について	A	B	B	B		VIII-4	
5 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途	A	B	B	B		VIII-5	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

H25年度の評価は旧制度における評定区分(SS、S、A、B、Cの5段階評定。Aが標準)による。

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
I-1	1 組織運営の効率化	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>機構は、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。</p>	<p>効率的な業務運営を行うために機動的な組織運営を図り、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応する。</p> <p>このため、組織の運営について、以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。</p> <p>①法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備</p> <p>②社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備</p>	<p>必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努める。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 組織運営の効率化</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 業務運営が必要最小限の組織で効果的、効率的に行われているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1) 各担当部の業務執行に当たり、引き続き、各部門間の連絡会議や機構掲示板の活用等を通じて情報の共有化を図り、業務運営の円滑化を図るとともに、債務管理、資産管理、危機管理等の横断的業務に関して、4部が連携して取り組み、業務の効率的な運営に努めた。</p> <p>2) IT/電子化推進による業務効率化を図るため、テレビ会議システム、高速スキャナ等のITインフラの構築・更新を行った。(3月)</p> <p>3) さらなる組織運営の効率化を図るため、業務フローやコストの分析を行い、業務量の多い管理課の業務について、権限代行事務に係る会社との事務手続の簡素化等、以下の業務改善を行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>・特になし</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>必要最小限の組織により効率的に業務を運営していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、必要最小限の組織による効率的な組織運営に努める必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし</p>	

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊車両の通行許可や占有許可等の権限代行事務のうち定型化できるものについては、許可等に際しての判断基準等をチェックリスト化し、その適合性を会社で予め適切に確認できるようにすることで、事務処理の迅速化による申請者の利便向上並びに機構及び会社の事務の大幅な簡素化を図った。また、内部規程の見直しによる決裁の簡素化を行った。(10月より運用開始)</li> <li>・特殊車両の通行許可に係る他の道路管理者から機構への協議について、事前に提示している判断基準を見直し、機構へ協議することなく包括的に判断してもらう対象を拡大することにより、特車許可までの時間短縮による申請者の利便向上及び事務の軽減を図った。(6月)</li> </ul>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	一般管理費の縮減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（実績値）（千円）	中期目標期間の最終年度 441,800	465,053	425,444	410,841	289,241	404,846	—	
上記削減率（%）	平成 24 年度に比べ、中期目標期間最終年度までに 5% 以上削減。	—	8.5%	11.7%	37.8%	12.9%	—	

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費及び特殊要因を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>機構は、必要最小限の組織として、業務運営全体の効率化を図り、一般管理費（人件費及び特殊要因除く。）については、平成 24 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 5% 以上の削減すること。</p>	<p>外部委託、集約化、IT の活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成 24 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 5% 以上の削減を行う。</p>	<p>外部委託、集約化、IT の活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成 24 年度に比べ、4% 以上の削減を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 一般管理費削減率</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 実績額が平成 24 年度に比べ、4% 以上の削減となっているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ・一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）については、コピー代等の事務経費の削減及び調査委託業務の発注の見直し等を行い、平成 24 年度に比べ 4% 以上削減するとして目標を上回る削減（▲12.9%）となった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているため B とする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)について、平成 24 年度に比べ 4% 以上の削減を行うとした年度計画における所期の目標を達成していることから、B 評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 中期目標に掲げる、「平成 24 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 5% 以上の削減を行う」という目標達成に向けて、引き続き一般管理費の削減に取り組む必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	3 調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を着実に実施すること。	公正性及び透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を推進するため、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。 また、その実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、平成 28 年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。 また、平成 27 年度「調達等合理化計画」の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 調達等合理化計画の実施状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 調達等合理化計画を策定・公表し、当計画に定めた取組について着実に実施しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、平成 27 年度調達等合理化計画の実施状況についての自己評価を実施するとともに、平成 28 年度調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会の審議を経て公表した。(6 月)</p> <p>2) 調達等合理化計画に定めた取組については、<u>別紙</u>のとおり着実に実施した。なお、平成 29 年 6 月に開催した契約監視委員会において、当計画の自己評価の点検を行うとともに、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募となった契約」及び「公益法人に対する支出」についても点検が行われ、平成 28 年度における</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	評価	B
						<p>&lt;評価に至った理由&gt; 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、調達等合理化計画を策定し、着実な計画の実施を行っていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、調達等合理化計画に基づき、各種調達における競争性・透明性の確保に取組み、その取組状況について、自己評価を行うとともに有識者の審議に諮り、更なる競争性・透明性の確保に努める必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>	



				全ての契約は適正に行われているとの評価を受けた。		
--	--	--	--	--------------------------	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

## 平成 28 年度調達等合理化計画 達成状況

平成 28 年度計画	平成 28 年度の達成状況等	左記の具体的な取組内容
<p>○重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 債券等の引受・募集等に係る契約 債券等の引受・募集等に係る契約については、これまでも一般競争入札等により競争性を確保した上で契約を締結している。 平成 28 年度においても、引き続きこの取組を通じて競争性・透明性の確保を図る。 【一般競争入札等による契約：100%】</p> <p>○調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約を締結することとなる案件については、事前に、機構内に設置された入札・契約手続運営委員会等において、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続実施の可否の観点から点検を行うこととする。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>(2) 入札・契約手続運営委員会等において、半期毎の契約締結状況における一者応札・応募となった契約等について、その要因を分析し、改善すべき点がないか点検を行うとともに、その結果について組織全体で共有を図ることとする。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>(3) 当機構において、これまで不祥事は発生していないが、引き続き、契約手続規程に則り適正に契約手続が行われているかどうかについて経理課において確認するとともに、</p> <p>予定価格調書については、封入後、金庫に保管し漏えい防止に努めることとする。</p> <p>また、談合等の情報があつた場合には、法人内に設置された公正入札調査委員会において調査等を行うこととする。 平成 28 年度においても、入札談合等関与行為防止法の研修を実施するなど、引き続きコンプライアンス意識の向上を図る。【実施結果】</p>	<p>・債券等の引受・募集等に係る契約について、一般競争入札等により競争性・透明性を確保した。 【一般競争入札等による契約：100%】</p> <p>・随意契約については全て物品・役務提供に関する案件であり、これらについては事前に物品等入札・契約手続運営委員会において点検を実施した。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>・入札・契約手続運営委員会等において、平成 28 年度に締結した契約について半期毎に点検を実施し、その結果について組織全体で共有を図った。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>・契約手続規程に則り適正に契約が行われているか経理課にて確認した。</p> <p>・予定価格調書については、封入し、金庫に保管し漏えい防止に努めた。</p> <p>・談合等の情報はなかったことから、公正入札調査委員会は開催していない。</p> <p>・コンプライアンス意識の向上を図るため、入札談合等関与行為防止法に係る研修を実施した。</p>	<p>・一般競争入札（政保債 10 年以外、財投機関債 40 年以外） 28 件（対前年度比 △11 件）</p> <p>・確認公募（政保債 10 年（シ団方式）） 2 件（対前年度比 ±0 件）</p> <p>・企画競争（財投機関債 40 年（主幹事方式）） 5 件（対前年度比 +2 件）</p> <p>・随意契約（横浜三井ビル賃貸借契約等、10 件）については、事前に物品等入札・契約手続運営委員会にて随契理由の整合性や、競争性の導入可否の観点から点検を実施。 （平成 28 年 3 月 30 日、平成 29 年 3 月 15 日委員会開催）</p> <p>・入札・契約手続運営委員会において、平成 28 年度に締結した契約について半期毎に点検（一者応札・応募となった契約、競争性のない随意契約を中心に実施） 上半期に締結した契約（平成 28 年 10 月 26 日委員会開催） 下半期に締結した契約（平成 29 年 5 月 19 日委員会開催）</p> <p>・点検結果について、内部統制委員会にて審議し、機構内の情報共有を図った 上半期に締結した契約（平成 28 年 11 月 7 日委員会開催） 下半期に締結した契約（平成 29 年 5 月 26 日委員会開催）</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・全役職員を対象として入札談合等関与行為防止法研修を実施。 （平成 29 年 2 月 8 日研修実施）</p>

平成 28 年度計画	平成 28 年度の達成状況等	左記の具体的な取組内容
<p>○自己評価の実施 調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。</p> <p>○推進体制 (1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者として、入札・契約手続運営委員会等により調達等合理化に取り組むものとする。</p> <p>総括責任者 総務担当理事 副総括責任者 経理担当理事、企画担当理事 メンバー 総務部長、経理部長、企画部長、 関西業務部長</p> <p>(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約及び公益法人向け支出について事後点検を行い、その審議概要を公表する。</p> <p>○その他 調達等合理化計画及び自己評価結果については、当機構のホームページにて公表するものとする。</p> <p>なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする</p>	<p>・主務大臣の評価結果を踏まえて、28 年度調達等合理化計画を特段変更すべきものはなかったことから、同計画の改定は行っていない。</p> <p>・年度終了後、自己評価を実施し契約監視委員会の点検を経て主務大臣に報告した。</p> <p>・入札・契約手続運営委員会等において調達等合理化計画に基づく契約の公正性・透明性の確保に取り組んだ。</p> <p>・年度終了後、平成 28 年度に締結した契約について半期毎に点検するとともに、平成 28 年度自己評価（案）の策定を行った。 (再掲)</p> <p>・契約監視委員会において、平成 28 年度調達等合理化計画を策定した。年度終了後、自己評価の際の点検を実施し、また競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約及び公益法人向け支出についても事後点検を行い、その審議内容を公表した。</p> <p>・平成 28 年度調達等合理化計画を機構HPに公表した。年度終了後、自己評価をホームページに公表した。</p> <p>・新たな取組の追加等はなかったことから、平成 28 年度計画の改定は行っていない。</p>	<p>・同左</p> <p>・年度終了後、入札・契約手続運営委員会において、28 年度の自己評価（案）を策定し、役員会の審議及び契約監視委員会の点検を経て主務大臣に報告（平成 29 年 6 月末報告予定）。</p> <p>・機構内に存する以下の委員会において、調達等合理化計画に基づく契約の公正性・透明性の確保に取り組んだ。 ・入札・契約手続運営委員会（建設コンサルタント業務等） ・物品等入札・契約手続運営委員会（物品買受け等） ・資金調達及び金融機関等選定審査委員会 ・会計監査人候補者選定審査委員会</p> <p>・上記の取組みに加え、入札・契約手続運営委員会において、平成 28 年度に締結した契約について半期毎に点検（一者応札・応募となった契約、競争性のない随意契約を中心に実施）。（再掲） 上半期に締結した契約（平成 28 年 10 月 26 日委員会開催） 下半期に締結した契約（平成 29 年 5 月 19 日委員会開催）</p> <p>・また、入札契約手続運営委員会では、調達等合理化計画や自己評価に係る検討など、当機構の契約業務に係る総括的役割を担当。</p> <p>・平成 28 年度計画策定の点検（平成 28 年 6 月 21 日 第 9 回委員会） ・平成 28 年度自己評価の点検（平成 29 年 6 月 16 日第 10 回委員会） ・平成 28 年度における、競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約及び公益法人向け支出についての事後点検 (平成 29 年 6 月 16 日第 10 回委員会) ・委員会の審議概要の公表（第 9 回委員会：平成 28 年 6 月 30 日公表、第 10 回委員会：平成 29 年 6 月末公表予定）</p> <p>・平成 28 年度計画の公表（平成 28 年 6 月 30 日機構 HP にて公表） ・平成 28 年度自己評価結果の公表（平成 29 年 6 月末機構 HP にて公表予定）</p> <p>・同左</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	4 積極的な情報公開		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努めること。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促すこと。</p> <p>また、機構の業務運営や高速道路事業に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。この場合において、そのアクセス状況</p>	<p>①財務内容の公開 財務情報の透明性の確保を図るため、財務諸表等を積極的に公開する。その際、セグメント情報について、可能な限り詳細に示す。また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p>	<p>①財務内容の公開 財務諸表等を公開する。その際、セグメント情報もホームページに掲載する。また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 各項目に関するホームページ等における公表状況及び適時適切な更新状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ①財務内容の公開 ホームページ等で積極的に公開しているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 機構の業務運営の透明性を高め、説明責任を果たすため、以下のとおり積極的な情報公開を行った。</p> <p>①財務内容の公開 1) 平成 27 年度の財務諸表について、記者発表、ホームページ掲載を行い（8 月）、官報に公告した。（9 月） 2) 平成 27 年度の債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況、建設・維持・管理の状況、道路資産の保有及び貸付け状況を内容とする高速道路事業関連情報については、財務諸表とあわせて記者発表を行うとともに、ホームページに掲載した。（8 月） その際、平成 27 年度のセグメント情報については、全国路</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 財務諸表等を適切に公表しており、また、ホームページで公開している情報を随時更新していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした、</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、財務諸表等の公開に取り組み、利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう充実を図る必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>	

<p>の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図ること。</p>	<p>②資産の保有及び貸付状況の公開          高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況（保有及び貸付延長、貸付先、貸付期間等）をホームページに掲載する。</p> <p>③債務の返済状況の公開          債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。</p>	<p>②資産の保有及び貸付状況の公開          ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新する。</p> <p>③債務の返済状況の公開          機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、決算時において、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。</p>	<p>②資産の保有及び貸付状況の公開          ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」が随時更新されているか</p> <p>③債務の返済状況の公開          債務返済の計画と実績の対比等の情報、機構及び高速道路事業全体の債務の返済状況が随時適切に公表されているか</p>	<p>線網、地域路線網（3路線網）及び一の路線（4路線）ごとに公表し、かつ、全国路線網については、会社別の情報も併せて公開した。また、会社の協力により提供を受けた会社情報を総括し、6会社の高速道路関連の情報を一覧形式で分かりやすくホームページに掲載した。（8月）</p> <p>3）財投機関債を発行する都度、債券説明書をホームページに掲載した。</p> <p>②資産の保有及び貸付状況の公開          ・ホームページで公開している路線網ごと及び会社ごとの保有及び貸付延長を記載した「道路資産の保有及び貸付状況（総括表）」並びに路線ごとの延長、貸付先、貸付期間等を記載した「道路資産の保有及び貸付状況（路線別）」について、随時更新した。</p> <p>③債務の返済状況の公開          1）平成27年度の機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、機構及び会社の収入、支出、引受け債務（引渡し債務）及び債務残高等の項目の内訳を含め、計画額、実績額及びその差額、さらに差異の根拠、分析等の説明を付して記者発表及びホームページにより公表した。（8月）</p> <p>2）平成27年度にお</p>		
--	---	--	--	--	--	--

	<p>④債務返済の見通しの根拠の公開 協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠（金利、交通量、収入、経済動向等）について公表する。</p> <p>⑤費用の縮減状況等の公開 高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。</p>	<p>④債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠（金利、交通量、収入、経済動向等）について公表する。</p> <p>⑤費用の縮減状況等の公開 高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、該当する工事の債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。</p>	<p>④債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠が公表されているか</p> <p>⑤費用の縮減状況等の公開 費用の縮減状況等が公表されているか</p>	<p>ける会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況について、記者発表及びホームページにより公表した。 （8月）</p> <p>④債務返済の見通しの根拠の公開 ・Ⅱ-2-①に記載した会社との協定の見直しに併せて、業務実施計画の見直しを行い、その際に用いた債務返済計画の見通しに関する根拠をホームページに公表した。（6月、12月、3月）</p> <p>⑤費用の縮減状況等の公開 1）平成27年度に債務引受のあった事業について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を記者発表及びホームページにより公表した。（8月） 2）平成27年度の助成額及びコスト縮減額について、ホームページで公表した。 （6月） 3）7月、3月開催の「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」（以下「助成委員会」という。）で審議した会社の経営努力の内容については、助成委員会終了後にホームページにて公表した。（9月、3月） 4）会社の協力を得て、平成27年度における会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する</p>		
--	--	---	--	---	--	--

	<p>⑥評価及び監査に関する事項          年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。</p>	<p>⑥評価及び監査に関する事項          機構が行う業務実績報告及び自己評価、監事の監査報告、大臣から通知される年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、ホームページで情報の提供を行う。</p>	<p>⑥評価及び監査に関する事項          評価に関する情報が適切にホームページで情報提供されているか</p>	<p>費用(管理コスト)に係る計画と実績の対比及び費用の縮減(または増加)の内容等並びに道路管理の状況及び利便性の向上を示す客観的指標(アウトカム指標)の実績について、記載内容を充実させて記者発表及びホームページにより公表した。(8月)</p> <p>⑥評価及び監査に関する事項          1)以下の項目について、ホームページで情報提供を行った。          ・平成27年度業務実績報告及び自己評価(6月)          ・平成27年度業務実績評価(8月)          ・平成27年度監査報告(8月)          ・平成27年度会計監査報告(8月)          2)なお、政策評価等については、当機構に関する部分はなかった。</p>		
	<p>⑦ホームページ等の充実          上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策について</p>	<p>⑦ホームページ等の充実          上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策について</p>	<p>⑦ホームページ等の充実          機構の業務運営に係る透明性確保、説明責任を果たすべく、機構の組織や業務その他関連する情報をホームページにおいて積極的に分かりやすく公開しているか</p>	<p>⑦ホームページ等の充実          1)上記①から⑥の情報については、迅速にホームページに掲載するとともに、法定書類等については各事務所に備え置いて閲覧に供した。          2)より使い勝手の良いホームページとなるよう、アクセスデータの収集・解析やユーザーへのアンケート調査を実施し、閲覧動向や改善要望を把握するなどしたうえで、次のような改善を行った。(3月)</p>		

	<p>の総括的なページとして充実を図る。 また、ホームページのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図る。</p> <p>⑧業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレット等を活用することにより、情報の提供を行う。</p>	<p>の総括的なページとして充実を図る。 また、ホームページのアクセス状況を引き続き調査・分析するとともに、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう充実を図る。</p> <p>⑧業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供する。</p>	<p>⑧業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供しているか</p>	<p>- 視認性向上を図るための、トップページのレイアウト見直し - ユーザーの問合せ先誤りを防ぐための、問合せフォームにおける、高速道路料金や高速道路敷地の確認・問合せ先のリンク掲載</p> <p>また、よくある問合せ内容に対する回答を更新するなど、ホームページ掲載内容の充実を図った。</p> <p>⑧業務パンフレット等による広報 ・パンフレット「高速道路機構の概要2016」、同パンフレットの英語版及び「高速道路機構ファクトブック2016」を発行し、関係機関、全国の主要公立図書館等に配付して情報提供を行った。(11月)</p>		
--	---	---	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	5 業務評価の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務実績の評価を実施すること。	業務の効率性及び透明性の向上を図るため、債務の返済状況を始めとし、業務全体について定期的に自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	業務の効率性及び透明性の向上を図るため、通則法に基づき業務全体について自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 適切な業務評価、公表</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 業務全体について自己評価を行い、その結果を公表しているか、またその結果を踏まえ適切な措置を講じているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1) 平成 27 年度の業務について、自己評価を行い、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に定める報告書を作成し、ホームページにて公表した。(6月)</p> <p>2) 平成 28 年度の業務全体の進捗状況及び平成 27 年度に係る業務実績評価において、課題とされた事項への対応状況等について審議し(2月)、その内容を踏まえ平成 29 年度計画を策定した。(3月)</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価: B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 機構として、業務全体について自己評価を行い、その結果を適時適切に公表していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、独立行政法人通則法に基づき、自己評価を行い、業務実績報告書の公表を行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-①	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ① 道路資産の内容を把握し、その保有及び貸付けを適切に実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施すること。	道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施する。	道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施する。	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> 道路資産状況の適切な把握及び台帳の更新  <評価の視点> 道路資産状況を適切に把握し、台帳を更新しているか	<主要な業務実績> 1) 高速道路資産の内容を適正に把握するため、路線ごとに延長、敷地面積、構造別延長等を記載した道路資産台帳について、新設、改築等による内容の変更が生じた都度、会社と連携して変更内容を確認し適切に更新を行った。 2) 高速道路の供用区間延長は、新規供用区間 61.5km の増により 10,122km となった。	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。  <課題と対応> ・特になし	評価 B  <評価に至った理由> 高速道路に係る道路資産の内容に変更が生じる都度、変更内容を確認し道路資産台帳を更新している。これにより、道路資産の内容を適正に把握し、その保有及び貸付けを適切に実施していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、道路資産台帳の適切に更新し、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施する必要がある。  <その他事項> 特になし	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-②	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ② 国及び会社と一体となった高速道路の老朽化対策の実施、管理水準の向上		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」(平成24年12月3日設置)、社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会(平成25年1月23日設置)等高速道路に関する各種有識者会議における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老</p>	<p>貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」(平成24年12月3日設置)、社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会(平成25年1月23日設置)等高速道路に関する各種有識者会議における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及</p>	<p>貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、国及び会社と一体となって平成26年度には特定更新等工事やメンテナンスサイクルの充実等の協定変更を行うなど、高速道路の安全性を一層向上させる措置を講じ、会社の実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図った。上記を踏まえ、高速道路の</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; ・管理の報告書の提出状況及びその公表状況 ・情報共有化の実施状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ・高速道路の管理の実施状況を把握しわかりやすく公表するため、会社と連携して取り組んでいるか。 ・機構が把握している高速道路の管理の実施状</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1) 管理の報告書 ・平成27年度の管理の報告書については、会社と連携して、平成26年度の省令・告示により定められた健全性の診断結果の分類に基づき、健全度Ⅲと判定された構造物について補修計画を追加するなど、記載内容の更なる充実を図り、ホームページで公表した。(8月) ・平成29年度に公表する平成28年度の管理の報告書の記載内容について、会社と連携して、アウトカム指標の記載内容の充実や耐震</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 管理の報告書や現地確認により高速道路の管理状況等を把握し、当該管理状況等の公表及び各高速道路会社との情報共有を適切に行っており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、国及び高速道路会社と一体となって、高速道路の老朽化対策及び管理水準の向上に関する取組を進めるとともに、高速道路の管理状況等の把握並びに当該管理状況等の公表及び情報共有に取り組む必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>	

<p>朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させること。また、上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社を実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図ること。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図ること。</p>	<p>び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる。また、上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社を実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図る。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。</p>	<p>管理の実施状況を把握し、国民や利用者にわかりやすく伝えるため、会社と連携し、会社から報告を受けている「維持、修繕その他の管理の報告書」の記載内容の更なる充実を図り、ホームページを通じて公表する。          なお、実地確認等を通じて機構が把握した高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、引き続き国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。</p>	<p>況等の情報について、情報の共有化が図られているか。</p>	<p>補強等の記載を追加するなど更なる充実を図った。(3月)</p> <p>2) 管理の実地確認          ・各会社の本社において管理の実地確認を行い、計画管理費の計画と実績の確認を行う(6月)とともに、各会社の現場(各会社1事務所)において管理の実地確認を行い、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況を確認した。(10月～12月)          ・また、実地確認の結果が全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう情報の共有化を図った。(3月)</p>		
---	--	--	----------------------------------	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-③	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け ③ 会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構がリーダーシップを持って、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図ること	機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構がリーダーシップを持って、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図	機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、会社においてその達成が適切になされるよう、機構がリーダーシップを持って会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の更なる充実を通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図る。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; アウトカム指標の考え方の統一及び指標の組み替えの実施状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt; アウトカム指標について、高速道路の管理水準を一層向上させ、また、利用者に分かりやすい指標になるよう、会社間の考え方の統一を図り、指標の組替え等、リーダー</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1) 平成27年度分のアウトカム指標について、会社と連携し実績値の要因分析等を行い、会社が作成する管理の報告書にわかりやすく記載し、記者発表及びホームページで公表した。（8月）</p> <p>2) 「高速道路の更なる安全性及び利便性の向上に繋がる指標」、「業務に活用しやすい指標」及び「利用者に分かりやすい指標」となるよう、機構がリーダーシップを持って、アウト</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <p>・平成28年度のアウトカム指標については、「高速道路の更なる安全性及び利便性の向上に繋がる指標」、「業務に活用しやすい指標」及び「利用者に分かりやすい指標」となるよう、機構がリーダーシップを持って、アウトカム指標の大幅な改善に取り組んだ。</p> <p>・具体には、「高速道路の更なる安全性及び利便性の向上に繋がる指標」となるよう指標項目を新たに追加し、「業務に活用しやすい指標」となるよう、全ての指標分類で目標値を設定することとし、「利用者に分かりやすい指標」と</p>	<p>評定 A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 機構がリーダーシップを持って、高速道路会社と連携してアウトカム指標の快適走行路面率や死傷事故率などについて、実績値の要因分析等を行い、分析の結果については、会社が作成する管理の報告書に記載し、今後の事業等に適切に活用している。また、「高速道路の更なる安全性及び利便性の向上に繋がる指標」、「業務に活用しやすい指標」及び「利用者に分かりやすい指標」となるよう指標項目を新たに追加し、各指標項目を分野・分類別に適切に整理していることから、総合的に判断して年度計画における所期の目標を上回る成果が得られているものとしてA評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、適切な目標値の設定や現場レベルで有効活用できるようなアウトカム指標の作成等、機構が更なるリーダーシップを持って、各高速道路会社と連携して取り組む必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p>

	る。		<p>シップを持って取り組んでいるか。</p>	<p>カム指標の大幅な改善に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、改善にあたっては、会社との調整会議を密に開催し、会社の意見も反映する等、会社と連携しながら調整を進めた。</li> <li>・具体の改善内容・成果は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路に関わる施策等の動向や「機構と会社の業務点検」における課題を踏まえつつ、車限令違反取締や施設点検の強化等の高速道路の安全性及び利便性に繋がる 23 の指標項目を新たに追加した。</li> <li>12 項目から 35 項目に増えた指標が利用者にわかりやすく伝わるように、相互に関連性のある指標項目を類型化・体系化し、分野・分類別に整理した。</li> <li>(3 分野・11 分類・12 項目 (H27) ⇒ 5 分野・24 分類・35 項目 (H28))</li> </ul> </li> </ul> <p>会社の経営指標としても活用しやすくするため、会社が目標値 (P) を目指して取組 (D)、その結果をもとに自己評価 (C) し、更なる高速道路の安全性及び利便性の向上に反映 (A) するといった適切な PDCA サイクルが実施できるように、全ての指標分類で目標値を設定することと</p>	<p>なるよう各指標項目を分野・分類別に整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらを踏まえて A 評価とする。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	<p>特になし</p>
--	----	--	-------------------------	--	---	-------------

					<p>した。(1月)</p> <p>会社が新たな中期経営計画を策定する際には、これらの改善内容が反映され、高速道路の安全性及び利便性の向上等の取組へ適切に活用された。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報							
特になし							



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2- ①②③	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ①②③会社との協定の締結		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
① 会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見直しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴	① 会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見直しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の	① 会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見直しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> 協定変更内容の十全性  <評価の視点> 協定変更にあたって、会社が行う管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を適切に定めている	<主要な業務実績> ・協定変更にあたっては、関係機関の協力を得て、最新の金利、交通動向等を十分に反映するとともに、確実かつ円滑な債務返済と適正かつ効率的な高速道路の管理が行われることを確認した上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及び	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。  <課題と対応> ・特になし	評定 B  <評定に至った理由> 高速道路会社との協定変更にあたり、金利、交通量、経済動向等の見直しについて最新の知見に基づき検討を行った上で高速道路の管理等の内容、貸付料や貸付期間の見直しを図っており、また、協定変更の内容も適時適切に公表していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、高速道路会社との協定変更にあたっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見直しについて最新の知見に基づき十分に検討した上で、会社が行う管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を適切に定めるよう取り組むとともに、変更内容を適時適切に公表していく必要がある。

<p>収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)等を定めること。</p> <p>また、債務引受限度額は、事業費の管理を適切に行うことができる範囲を単位として、適正な額を設定すること。</p> <p>②機構は、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう定めること。</p> <p>その際、毎事業年度の貸付料の額については、会社が徴収する料金収入及び高速道路の管理費の将来の見通しを勘案して定めること。</p> <p>また、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることで、適正な貸付料の算定を図ること。</p> <p>③おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号。以下「法」という。)第12条第1項の業</p>	<p>新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)等を定める。</p> <p>なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、各単位ごとに適正な額を設定する。</p> <p>②貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう定める。</p> <p>また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計</p>	<p>新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)等を定める。</p> <p>なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、単位ごとに適正な額を設定する。</p> <p>②貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定める。</p> <p>また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計</p>	<p>か。</p> <p>協定変更の内容、理由等を分かりやすく公表しているか</p>	<p>引受限度額等を見直した。(6月、12月、3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、見直しにあたり、各路線網に属する高速道路に係る有利子債務について、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないように定めた。</li> <li>貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定めた。また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出した。</li> <li>(6月、12月、3月)</li> <li>管理の現地確認により管理費の計画と実績について協定変更で見直しが必要となる乖離がないことを確認した。</li> <li>阪神高速道路について、H29.3の協定変更の際に、計画管理費における労務費、材料費等の高騰への対応について適切に反映した。なお、全国路線網及び首都高速道路は平成27年度に対応済みである。</li> <li>協定変更の内容、理由等については、わかりやすくホームページに公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果</li> </ul>		<p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>
---	---	---	--	---	--	-------------------------------

<p>務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを必要と認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実に円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、適切な措置を講ずること。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>画値をもって算出する。</p> <p>なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図る。</p> <p>③ おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを必要と認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実に円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内</p>	<p>画値をもって算出する。</p> <p>なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図る。</p> <p>③ 大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があるときは、債務の返済等が確実に円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。さらに、これに基づき、業務実施計画（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100</p>		<p>たした。（6月、12月、3月）</p> <p>1) 平成28年6月における協定変更の概要 ①対象路線網：全国路線網 ②変更内容 ・スマートインターチェンジ7箇所、地域活性化インターチェンジ1箇所の追加 ・常磐自動車道等の4車線化事業等の追加等</p> <p>2) 平成28年12月における協定変更の概要 ①対象路線網：全国路線網 ②変更内容 ・熊本地震を踏まえた橋梁の耐震対策の追加 ・平成28年度第二次補正予算への対応</p> <p>3) 平成29年3月における協定変更の概要 ①対象路線網：全国路線網、首都高速道路及び阪神高速道路に係る地域路線網、一の路線 ②変更内容 ・「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」(平成28年12月16日)を踏まえた新しい料金水準、料金割引等への対応 ・東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）、一般国道17号（新大宮上尾道路）（与野～上尾南）等の新規事業の追加 ・平成29年3月31日に国土交通大臣より</p>		
---	--	---	--	--	--	--

	<p>容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。さらに、これに基づき、業務実施計画（法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。）を見直す。また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第17条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。）第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。）を見直す。また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第17条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。）第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>同意を得た高速道路 利便増進事業に関する 計画の変更への対応 等</p>		
--	---	---	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2-④	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ④ 適切な債務残高管理		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第2号承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第3号次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
有利子債務残高（年度末）	H29年度末に29.4兆円以下	30.0兆円	29.3兆円	28.7兆円	28.2兆円	27.4兆円			予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で常時適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次に掲げる点	承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区	承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、機構の収支予算の明細を踏まえ、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握す	<主な定量的指標> 有利子債務残高  <その他の指標> 適切な債務残高の管理  <評価の視点> 債務残高の管理を適切に行っているか	<主要な業務実績> 1) 高速道路の利用動向や金利動向の把握、交通量や料金収入に影響を与える要因の分析を行うなど、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努めた。 ・特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した協定	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。  <課題と対応> ・特になし	評価 B  <評価に至った理由> 収入の確保と債務残高の管理に努め、平成28年度末時点における機構の有利子債務残高を29.0兆円以下とする年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、適切な債務残高の管理に努めるとともに、収入の確保と業務コストの削減を進め、確実な債務返済に取り組む必要がある。  <その他事項> 特になし

<p>に留意すること。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）及び阪神高速道路（道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額（法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。）は、それぞれ各会社から徴収する貸</p>	<p>分した上で適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次に掲げる点に留意する。</p> <p>また、中期目標期間に会社から引き受ける有利子債務額 6.6兆円を含め、当該期間の期末時点における機構の有利子債務残高を 29.4兆円（業務実施計画の計画値）以下とすることを目指し、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、国民負担の最小化を図るため、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）及び阪神高速道</p>	<p>工事に係る債務をその他の債務と明確に区分した上で適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次の1)～3)に掲げる点に留意する。</p> <p>また、平成28年度末時点における機構の有利子債務残高を 29.0兆円（業務実施計画の計画値）以下とすることを目指し、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。</p> <p>1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、平成28年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路（道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）及び阪神高速道路（道路会社法第5条第2項第5号に定める高</p>		<p>変更を行い、適切な債務の残高の管理に努めた。（6月、12月、3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会社の料金収入は、計画を 2,933 億円（11.6%）上回る 2兆8,325 億円となった。</li> <li>• 機構の貸付料収入については、計画を 2,697 億円（14.6%）上回る 2兆1,132 億円となった。</li> <li>• 占用料、連結料及び兼用工作物の使用料収入については、法令等に基づき徴収を行った結果、48 億円（対前年度比 102.9%）となった。</li> </ul> <p>2) 会社からの債務引受額（有利子債務分）が計画を 7,559 億円下回る 7,802 億円となり、また、貸付料収入が計画を 2,697 億円上回る 2兆1,132 億円に、支払利息は計画を 305 億円下回る 3,727 億円となった。この結果、平成28年度末時点における有利子債務残高は、平成28年度の計画値 28兆9,681 億円に対して 27兆3,747 億円となった。</p> <p>※債務引受額が計画を下回った要因としては、主に供用時期の見直し等によるものである。</p> <p>3) 全国路線網、首都高速道路、阪神高速道路に係る平成28年度末における機構の有利子債務残高は、いずれも民営化時点における承継債務の総額を下回った。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>付料を充てて返済することができ範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあっては、業務実施計画（法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。）の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。</p>	<p>路（道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額（法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。）は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を</p>	<p>速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、平成28年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p> <p>3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務（全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額）について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p>	<p>4) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務（全国路線網に属する高速道路にあっては、NEXCO 3社及び本四会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額）返済の平成28年度期首における達成状況を把握し、計画、実績及びその差を差異の理由を付して、記者発表及びホームページにより公表した。（8月）</p>		
--	--	--	--	--	--

	<p>充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2-⑤	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑤ 会社からの債務引き継ぎ		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項 機構は、高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第五十一条第二項から第四項までの規定により機構に帰属する時において、前条第一項の認可を受けた業務実施計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可業務実施計画」という。）に定められた機構が会社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならない。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的確かかつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。	会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的確かかつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明	会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、引き続き実地を含めた確認を一層的確かかつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりや	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 会社からの債務の引き継ぎの的確性、厳正性</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 会社からの債務の引き継ぎが的確かつ厳正に行われているか。透明性の向上をはかっているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1) 平成27年度に債務引受のあった高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧事業及び特定更新等工事について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を記者発表及びホームページにより公表した。(8月)</p> <p>2) 平成28年度の債務引受について、9,296億円(新設・改築6,107億円、修繕2,918億円、災害復旧</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 高速道路会社から債務及び資産を引き受けるにあたり、引受額及び資産内容を確認しており、また、各事業の債務引受額の差額及びその理由をホームページで公開し、透明性の確保にも取り組んでいることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、高速道路会社から債務及び資産を引き受けるにあたっては、引受額及び資産内容の確認を厳正に行うとともに、透明性の向上に取り組む必要がある。</p>

<p>なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進すること。</p>	<p>するなど透明性の向上を図る。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進する。</p>	<p>すく説明する。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進する。</p>		<p>13億円、特定更新等工事 258 億円) の債務引受契約 (無利子債務 1,494 億円含む) を行った。会社から債務を引き受ける際には、平成 17 年 10 月に 6 会社と締結した「高速道路資産の機構への帰属・債務の引受の運用について」に基づき作成された事業費内訳等の書類により、引受額が適正な額であることを確認した。(3 月)</p> <p>3) 平成 28 年度の資産引受について、122 件 (新設・改築 36 件、修繕 38 件、災害復旧 7 件、特定更新等工事 16 件、承認工事 25 件) の資産の帰属を行った。その際には、資産管理作業マニュアルに基づき、チェックシートを活用しつつ、書類、現地の写真等により道路資産の内容を適切に確認した。</p> <p>・また、引受資産の現地確認については、新設・改築等のうち債務引受額が大きいもの等に係る確認を 27 件実施した。</p> <p>4) 月次資産データについて、資産管理作業マニュアルに基づき、内容を確認した。</p> <p>5) 道路資産について、棚卸実施マニュアルに基づき、計画どおり 10 箇所を実地棚卸を実施した。</p>	<p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>
---	---	--	--	---	-------------------------------

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2-⑥	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑥ SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第2号承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。 同項第3号 次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
債務の確実な返済のため、SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化、計画の変更等に伴い発生する不要資産の売却等を図ること。	債務の確実な返済のため、SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化を図る。	SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化を図る。	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> 関連事業の費用負担の適正化のための取組み状況  <評価の視点> 費用負担の適正化のための取組みが着実に進んでいるか	<主要な業務実績> ・最新の利用状況調査の結果を踏まえた負担割合を、協定変更の際に反映した。（阪神会社：3月）	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。  <課題と対応> ・特になし	評定 B  <評定に至った理由> 費用負担の適正化にあたり、会社と連携して、最新の利用状況の調査結果を反映した負担割合を算出し、協定変更を行っていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化について検討を進める必要がある。 <その他事項> 特になし

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2-⑦	2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑦ 資金調達が多様化		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第22条第1項 機構は、第十二条第一項第二号及び第三号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努めること。	債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努める。	債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、金融情勢を踏まえ、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減する観点から、「長期・固定」を基本とし、超長期年限による調達を拡充するなど、調達の多様化に努める。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 金利上昇リスクの軽減、調達の多様化</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 市場環境を踏まえ、必要資金を安定的かつ確実に調達できているか。また、調達の安定性向上や低利調達の追求等を目指した多様化が図られているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1) 「資金調達及び金融機関等選定審査委員会」において、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減する観点から、長期・固定の資金調達を基本としつつ、金融情勢を踏まえ、超長期年限による調達の拡充に取り組む方針を定めた。</p> <p>2) 上記方針のもと、財投機関債 40 年債を 1,700 億円（前年度は 1,100 億円）発行するなど、財投機関債・政府保証債と</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低金利の市場環境を踏まえ、超長期年限による調達の拡充を図るため、積極的な IR 活動を行い、幅広い投資家の需要を掘り起こした。</li> <li>・平成 27 年度に 6 年ぶりに発行した財投機関債 40 年債の継続・拡大発行に加え、財投機関債では初めて 40 年利子一括払債を発行し、超長期年限による調達の拡充と調達の多様化を達成した。</li> <li>・上記の結果、超長期年限の割合を 69%に高め、平均調達年限も 22.1 年（前年度 18.4 年）に長期させ</li> </ul>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 積極的かつ幅広い IR 活動を通じて新たな投資需要を掘り起こし、超長期の資金調達の実行、財投機関債では初となる 40 年利子一括払債の発行など、調達の多様化を達成し、これにより平均調達年限を 22.1 年（平成 27 年度:18.4 年）に長期化させつつ、平均調達利率は 0.40%（平成 27 年度:0.88%）と低い水準を達成したことなどから、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られているものとして A 評定とした。</p> <p>※ディール・ウォッチ（資本市場専門メディア）が選定する社債部門の「Innovative Debt Deal of the Year」を受賞。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、多額の資金を低利かつ安定的に調達できるよう、調達の多様化等に取り組む必要がある。</p>	

				<p>も年限の長期化を図った。また、財投機関債では初めて、40年利子一括払債を発行し、調達が多様化を達成した。</p> <p>3) 超長期年限の購入層拡大に向け、大手生命保険に加えて、全国の市町村・財団法人・事業法人等に積極的なIR活動を行うなど、幅広い投資家の需要を掘り起した。</p> <p>4) 上記取組等により、調達全体に占める超長期年限の割合を発足以降最大の69%（前年度56%）に高め、同様に平均調達年限を発足以降最長の22.1年（前年度18.4年）に長期化させつつも、平均調達利率は発足以降最低の0.40%（前年度0.88%）という低い水準を達成し、総額1兆1,560億円の資金を安定的に調達した。</p> <p>5) 上記の資金調達の結果、平成28年度末には、債務残高の平均残存年限を8.0年（前年度末7.8年）に長期化させつつも、有利子債務残高の平均利率を1.28%（前年度末1.37%）に低下させた。</p>	<p>つつ、平均調達利率は0.40%（前年度0.88%）と多額の資金を低利かつ安定的に調達した。</p> <p>・上記の資金調達の結果、平成28年度末には、債務残高の平均残存年限を8.0年（前年度末7.8年）に長期化させつつも、有利子債務残高の平均利率を1.28%（前年度末1.37%）に低下させた。</p> <p>これらを踏まえA評価とする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>・特になし</p>	<p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし</p>
--	--	--	--	--	--	----------------------------------

4. その他参考情報

\_\_\_\_\_

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	<p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号 首都高速道路（道路会社法第五条第二項第二号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金又は阪神高速道路（同項第五号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第6号 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p>
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
機構が国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道	国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される	国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から首都高速道	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 無利子貸付けの遅滞なき実施</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 補助金が交付さ</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ・スマートIC整備のための補助金については、国及びNEXCO3社と協力し、効率的な事務手続きに努め、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>&lt;評価に至った理由&gt; 遅滞なく高速道路会社に対する無利子貸付けを実施していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、無利子貸付けに係る補助金又は出資金が交付された場合には、遅滞なく高速道路会社は無利子貸付けを行うよう取り組む必要</p>

<p>路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。</p>	<p>首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>れた場合に、会社に対する無利子貸付けを遅滞なく行っているか</p>	<p>・首都高速道路及び阪神高速道路に係る新設等の費用に充てるため国及び出資地方公共団体から交付された出資金について、国、出資地方公共団体及び首都・阪神会社と協力し、効率的な事務手続に努め、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施した。(7月、11月)</p>		<p>がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>
---	---	--	--------------------------------------	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-4	4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	<p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第5号 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第7号 首都高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金又は阪神高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p>
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部として補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な</p>	<p>国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及</p>	<p>国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 無利子貸付けの遅滞なき実施</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 補助金が交付された場合に、会社に対する無利子貸付けを遅滞なく行っている</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ・平成28年度第二次補正予算で予算成立した有料道路災害復旧事業（熊本地震災害復旧補助金34,195百万円）について、国及びNEXCO西日本と協力し、効率的な事務手続に努めて、遅滞なくNEXCO西日本に対して無利子貸付けを実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 熊本地震災害復旧に際し、遅滞なくNEXCO西日本に対する無利子貸付けを実施していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、遅滞なく高速道路会社に対し無利子貸付けを実施する必要がある。</p>



<p>交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。</p>	<p>び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>か。</p>			<p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>
---	---	---	-----------	--	--	-------------------------------

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-5	5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第8号 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
①コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行うよう、会社に促す仕組みを適正に運用すること。また、この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るた	①コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で高速道路の新設、改築及び修繕に係る債務引受額の縮減を行うよう、協定において、会社の経営努力によって生じる縮減額の一部に相当する額について、	①協定に基づき、会社の経営努力による高速道路の新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組みについて、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」（以下「助成委員会」という。）の審議を行う等、平成27年度に大規模更新事業や修繕について会社が活用しやすいよ	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 助成制度の適正な運用。運用状況の透明性の向上。</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 助成制度を適正に運用しているか。会社が積極的に制度を活用できるような取り組みを行っているか。また、制度を通じて新技術の開発につながっているか。その運用状況に</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1) 助成委員会を2回開催し(7月、3月)、経営努力要件に適合すると判断された25件の認定を行った。このうち、新たに「橋梁基礎くい設計の地盤定数の見直し」等の新技術等5件(民営化以降計146件)が認定され、これらの一部は会社において標準化される等、継続的なコスト削減が図られている。</p> <p>2) 認定を行った25件については、約160億円のコスト縮減が</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：A</p> <p>・平成28年度に経営努力要件適合性を認定した25件により、過年度を上回る約160億円のコスト縮減が見込まれている。</p> <p>・修繕・特定更新等工事については、平成27年度末に見直した助成手続きを受け、会社が制度をより積極的に活用できるよう、これまで申請実績の無かった会社及び担当部署への支援を断続的に実施するとともに、更なる改善点が確認できるよう継続的に会社との意見交換の場を設けた。この結果、平成28年度にはこれ</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 平成27年度末に見直した修繕・特定更新等工事の助成手続きについて、会社が制度をより積極的に活用できるよう努め、これまで実績のなかった会社(本四、首都、阪神)を含めた全6社から工事計画が提出された。更に、平成28年度に経営努力要件適合性の認定を行ったものについては過年度を上回る約160億円(平成27年度:約130億円)のコスト縮減が見込まれている。この助成制度を通じて新技術の開発等を促進するとともに、その結果をホームページに公表するなど、情報共有を図ることで新技術の普及にも寄与しているため、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られているものとしてA評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、高速道路会社がより活用しやすい制度となるよう検討を行う必要がある。</p>	

<p>めの新技術の開発等を会社に促すこと。</p> <p>②助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。</p>	<p>会社に対して助成を行う仕組みを適正に運用するとともに、この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促す。また、貸付料の額を固定することにより、維持、修繕その他の管理に要する費用（債務引受額に係るものを除く。）の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。</p> <p>②助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。</p>	<p>う改善した手続きも含めて、適正な運用を行い、会社の更なる経営努力による費用の縮減を促すとともに、引き続きより良い制度となるよう検討を行う。この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促す。</p> <p>また、貸付料の額を固定すること（料金収入の実績による増減を除く。）により、維持、修繕その他の管理に要する費用（債務引受額に係るものを除く。）の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。</p> <p>②助成対象額の算定については、助成金交付要綱に基づき、適切に実施する。</p> <p>また、助成委員会における審議を経て認定した助成対象技術等については、機構がリーダーシップを持って、会社との連絡調整会議等で積極的な活用や</p>	<p>ついて国民に分かりやすく説明しているか。</p>	<p>見込まれている。</p> <p>3) これまでに経営努力要件適合性を認定したもののうち、支払い要件を満たした14件について、助成金（約4.5億円）を交付した。</p> <p>4) 平成28年度に開催した助成委員会の議事概要、委員会資料をホームページに掲載し、透明性の向上を図った。また、これまでの助成委員会で審議された新技術等を検索・閲覧できるシステムを通じて、各会社に対して新技術等の活用、標準化を含め、コスト縮減の取組への積極的な活用を促した。</p> <p>5) 修繕・特定更新等工事については平成27年度末に見直した助成手続きを受け、会社が制度をより積極的に活用できるよう、これまで申請実績の無かった会社及び担当部署への支援を断続的に実施するとともに、更なる改善に向けた会社との意見交換の場を設けた。この結果、平成28年度にはこれまで助成申請の無かった会社を含めた全6会社から、修繕工事8件、特定更新等工事2件の計10件の工事計画書が提出され、そのうち審議準備の整った修繕工事2件、</p>	<p>まで助成申請の無かった会社を含めた全6会社から計10件の工事計画書が提出され、そのうち審議準備の整った4件を審議し、経営努力要件適合性の認定を行った。</p> <p>これらを踏まえて、A評価とする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>&lt;その他事項&gt; (外部有識者意見) 新技術の開発を促す非常に良い制度であり、今後、新技術等を他の公共工事に展開することを期待したい。</p>
--	--	--	-----------------------------	--	---	---

		<p>標準化を促す。  これら助成金の交付額や助成委員会の審議内容等については、機構ホームページで分かりやすく公表し、透明性の向上を図る。</p>		<p>特定更新等工事2件を平成28年度の助成委員会で審議し、経営努力要件適合性の認定を行った。</p>		
--	--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—6	6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第9号 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき当該高速道路についてその道路管理者（道路整備特別措置法第二条第三項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の権限の代行その他の業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
①道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。 また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施すること。	①措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。この手続を適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構	①措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。道路占用や高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> ①権限代行その他の業務について ・行政措置の実施状況 ・制度の運用状況 ・業務の効率化 ②車両制限令違反車両の取締り強化  <評価の視点>	<主要な業務実績> 1) 事務手続きの簡素化・包括化 ・権限代行業務（※）6,300件（H28.10からH29.3末）の約9割に相当する5,400件については、許可等に際しての判断基準等をチェックリスト化し、その適合性を会社で予め適切に確認できるようにすることで、事務手続きの標準化・効率化を図った。これにより、機構から会社へ	<評定と根拠> 評定：A ①事務手続きの簡素化 ・権限代行業務のうち、定型化が可能となる約9割を対象としてチェックリスト化を行い、許可時に必要な確認項目を明確にした結果、機構から会社への問合せが大幅に減少したため、手続きに要する時間が約4分の1に短縮されるなど、機構と会社の事務の効率化が図られた。 ・定型化が困難な業務については、事前相談を制	評定 A  <評定に至った理由> 特車・占用許可等手続きをチェックリスト化することによる確認作業・必要書類の不備に伴う作業の軽減、特殊車両通行許可等の包括化等を実施することにより、権限代行手続きの事務の迅速化・効率化が図られていることから、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られているものとしてA評定とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、道路管理事務の円滑かつ効率的な実施のため、必要な手続きの更なる簡素化、包括化等について検討を行う必要がある。  <その他事項> (外部有識者意見) 権限代行事務の手続きの簡素化は以前からの課題であり、チェック

<p>②車両制限令違反車両の取締りの強化を図るとともに、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ること。</p>	<p>築する。 また、道路占用又は高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、制度の適切な運用に努める。 なお、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>②車両制限令違反車両の取締りの強化を図るとともに、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図る。</p>	<p>管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、必要に応じ「高架下利用等検討会」にて審議を行うほか、平成27年度から導入した占用入札制度、占用事務委託制度を適切に運用する。 また、特殊車両通行許可の事務を含め、権限代行事務全般について継続的に点検を行うとともに、簡素化・包括化等の更なる検討を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>②平成26年度に定めた車両制限令違反車両の取締りの強化の基準について適切に運用するとともに、会社と連携して更なる違反者の減少につながる取組みの強化に努める。 また、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図る。</p>	<p>・会社と連携しつつ、行政権限が適正かつ円滑・効率的に実施できたか</p>	<p>の問合せが大幅に減少したため、手続きに要する時間が約4分の1に短縮されるなど、機構と会社の事務処理を効率化し、申請者の利便向上を図った。(10月より運用開始)。 ※取締り現場での対応を要する車限令違反措置命令と、他の道路管理者が申請書類を受付けている特殊車両通行協議回答を除く ・定型化が困難な業務については、事前相談を制度化するとともに、事例集(26件掲載)の作成を通じて、機構の考え方や判断基準を会社と共有することにより、審査の円滑化を図った。(10月より運用開始) ・上記運用開始後、会社の事務手続の運用状況を確認し、さらなる改善として、会社と協議して道路占用のチェックリストの記載内容を合理化するとともに、占用廃止後の原状回復が不適当な場合の措置(物件の残置)について新たにチェックリスト化した。(1月)。 ・国道管理者など高速道路以外の管理者に対し高速道路に関する特車許可の判断基準をあらかじめ提示することにより、</p>	<p>度化するとともに、事例集の作成を通じて、機構の考え方や判断基準を会社と共有することにより、審査の円滑化を図った。 ②特殊車両通行許可等手続きの包括化 ・判断基準の拡大等が無ければ、平成28年度は他の道路管理者から約7,500件の協議が想定されるところ、約5,600件にとどまっており、道路管理者間の事務手続きの効率化・迅速化により許可申請者の利便向上が図られた。 ③特殊車両の通行許可事務等のシステム化 ・平成28年度上期に完了した概略検討を踏まえ、システムの基本設計に着手し、そのうち、違反情報集計システムについて基本設計を完了した。  これらを踏まえA評価とする。  &lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>リスト化等により、現場における事務の簡素化・効率化に取り組んでおり評価できる。</p>
--	---	---	---	---	--	--

				<p>許可申請を受け付けた道路管理者が機構へ協議することなく包括的に判断することが可能となる措置を講じており、その判断基準の拡大及び追加を平成 26 年度に続き、平成 28 年度も行った（6月）。これらの判断基準の拡大等が無ければ平成 28 年度は約 7,500 件の協議が想定される ところ、約 5,600 件にとどまっており、高速道路以外の管理者も含め事務の効率化が図られるとともに申請者の利便向上にも寄与した（3月）</p> <p><b>【基準の見直し内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる車両の長さを 19m から 21m に拡大</li> <li>・機構への協議を行うことなく不許可とできる範囲の設定</li> </ul> <p>2) 特車等関連システム導入による事務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊車両の通行許可事務は、平成 28 年度は約 4,600 件と、その件数は民営化当時の約 2 倍となり、年々増加していることから、事務の効率化に向けて、特車等関連システムの開発を推進することとした。このうち、特車許可支援システムについては基本設計の契約を締結し（1月）、違反情報集計システムは、平成 29 年度早期に詳細設計及び機</li> </ul>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>器調達業務を発注できるよう、基本設計を完了させた。(3月)</p> <p>3) 占用入札制度導入  ・松山道の高架下を対象に、高速道路において初となる占用入札を実施し、占用許可を行った(3月)。その他占用希望者が見込まれる案件について、入札占用指針案の策定等の入札に向けた手続きを進めた。  ・「事務手続きの簡素化・包括化」に係る会議等の場を活用し、会社に対して入札占用の手続き等を周知するとともに、個別案件の動向等について情報提供を行った。</p> <p>4) 車両制限令違反車両への対応の強化  ・平成27年度に車限令違反車両への対応を強化した新たな枠組みの下で、会社が実施する違反車両の取り締まりと連携して、積載物分載・減載命令、通行の中止命令、悪質な重量超過を行った者の即時告発などを実施した。  ・機構から会社へ提供が必要となる違反情報について会社と調整し、会社による現地取締、料金割引停止等の迅速化を図った。(2月)  ・広報媒体を作成し、ホームページに掲載</p>		
--	--	--	--	--	--	--



				<p>することで運送会社や荷主が社内教育等で活用できる環境を整備した。(3月)</p> <p>※平成28年度実績  一分載・減載命令  169件【平成27年度実績：86件】  一基準の2倍超過車両の告発16件【平成27年度実績：13件】  一警告書発出1,998件【平成27年度実績：1,724件】  一是正指導実施364件【平成27年度実績：251件】</p> <p>5) 通行の禁止措置の迅速な実施  ・地震や大雨の場合には、あらかじめ会社からの通行止めの措置の要請とそれに対する機構の措置を行っておく仕組みを構築することにより、一定の基準値に達した時点で速やかに通行止めを実施した。  ・基準値に達した件数：42件(地震13件、降雨29件)</p> <p>6) 災対法に基づく道路啓開の迅速な実施  ・災害時の道路啓開にあたり、車両の移動命令等の措置を行っても従わない運転者がいた場合には、会社が機構に代わって移動等を行う、平成26年度に構築した枠組みのもとで、</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>下記のとおり 4 路線に適用した。</p> <p>◆ 1 月 11 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-北陸自動車道 柏崎 IC～三条燕 IC</li> <li>-関越自動車道 小千谷 IC～長岡 JCT</li> <li>-上信越自動車道 信濃町 IC～上越 JCT</li> </ul> <p>◆ 1 月 2 3 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-米子自動車道 米子 IC～湯原 IC</li> </ul> <p>7) 機構本部被災時における円滑な権限代行の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限代行業務について、大規模災害等により機構本部が被災し、防災業務計画に定められた継続業務の遂行が困難となった場合には、業務を継続させるために、会社において手続きを実施できるよう、会社と連携して適切に運用できる仕組みを構築した。(3 月)</li> </ul>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-7	7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第2項 一 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。 二 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させること。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度	—		—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【鉄道勘定】					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額(百万円)	2,420	10,822	4,107	7,114
									決算額(百万円)	1,338	1,598	2,636	3,314
									経常費用(百万円)	8,704	8,561	8,639	8,646
									経常利益(百万円)	137	344	142	98
									行政サービス実施コスト(百万円)	569	352	459	531
									従事人員数	1	1	1	1

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を適切に行うこと。 なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施すること。 また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収すること。	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施する。 また、本四備讃線の維持修繕	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施する。 また、本四備讃線の維持修繕	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> 鉄道施設の管理の適切な実施  <評価の視点> 施設等の安全管理の実施や適切な点検を行えるよう関係先と協力し、適切に実施したか	<主要な業務実績> 1) JR西日本及びJR四国と締結した協定の管理区分に基づき、機構が管理を行うこととなっている鉄道施設について、「本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に関する協定」（基本協定）に基づき、「本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に係る委託料の額に関する平成28年度協定」を締結し、本四会社へ委託することにより、管理を適切に行った。 なお、共用部共用施	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。  <課題と対応> ・特になし	評定 B  <評定に至った理由> 本四会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するために必要な本州四国連絡鉄道施設の管理を実施するとともに、耐震補強工事を着実に実施しており、また本四備讃線の維持修繕に係る費用等を鉄道事業者から確実に徴収していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、本四会社の協力を得て必要な鉄道施設の管理を実施するとともに耐震補強事業を着実に実施していく必要がある。  <その他事項> 特になし

	<p>に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収する。</p>	<p>に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収する。</p>		<p>設の耐震補強事業については、本四会社が耐震性照査、補強設計を進め、全12箇所中、既に実施中の6箇所に加えて新たに3箇所の耐震補強工事に着手した。</p> <p>また、平成28年度補正予算において共用部共用施設の耐震補強事業に係る出資金(18億32百万円)について、資本金増加の認可を受け、当該出資金を受け入れ、これにより、全ての耐震補強工事に関わる予算を確保した。</p> <p>2) 共用部鉄道専用施設及び鉄道単独部の耐震補強事業については、JR四国との間で、別途、基本的な枠組みを定めた「本四備讃線(児島・宇多津間)の耐震補強工事に関する協定」、「本四備讃線鉄道施設の耐震補強工事の実施に関する施行協定」に基づき、「本四備讃線鉄道施設の耐震補強工事の実施に関する年度協定(平成28年度)」を締結し、JR四国が耐震補強設計及び耐震補強工事を着実に実施した。</p> <p>3) JR西日本、JR四国とそれぞれ「本四備讃線(茶屋町・児島間)の鉄道施設の利用料の額に関する協定」、「本四備讃線(児島・宇多津間)の鉄道施設の利用料の額に関する協定」を締結し、平成28年度分の利用料7億43百</p>		
--	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	--

					万円を確実に徴収した。		
--	--	--	--	--	-------------	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—8—①	8 業務遂行に当たっての取組 ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【法人単位】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,868,857	4,658,971	3,844,008	3,388,568
									決算額（百万円）	4,828,020	4,632,279	3,824,908	3,367,706
									経常費用（百万円）	1,468,249	1,467,728	1,440,155	1,419,961
									経常利益（百万円）	236,648	516,774	563,247	568,080
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,176	△416,106	△505,794	△547,416
									従事人員数	84	83	83	83

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
業務の実施に当たっては、国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。	国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。	国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> 関係機関と情報及び意見の交換  <評価の視点> 関係機関と情報及び意見の交換が行われているか	<主要な業務実績> ・国、会社、機関間で緊密な連携を図るため、役員クラスでの連絡調整会議のほか、部長会議等の定期的な開催、事務レベルでの案件に応じた調整会議等を通じて、情報及び意見の交換を行った。 ・また、出資地方公共団体とも、機関の決算説明会、出資説明会、事業説明会等の開催や会社の決算説明会及び事業説明会等を通じて、情報及び意見の交換を行った。	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。  <課題と対応> ・特になし	評価 B  <評価に至った理由> 国、会社及び出資地方公共団体と情報及び意見の交換を行う場を設けていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 今後も関係機関との緊密な連携を図る必要がある。  <その他事項> 特になし

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-8-②	8 業務遂行に当たっての取組 ② 高速道路事業の総合的なコストの縮減		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。	協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。	協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> 会社の継続的かつ自律的な効率化の促進  <評価の視点> 協定の見直しに当たり、会社のコスト縮減努力が図られるよう工夫されているか	<主要な業務実績> ・協定の見直しに当たり、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫するとともに、引き続き、助成制度を通じて、会社の継続的かつ自律的な効率化を促した。	<評価と根拠> 評価： <b>B</b> ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。  <課題と対応> ・特になし	評価 <b>B</b>  <評価に至った理由> 協定の見直しに当たっては、会社のコスト縮減努力が図られるよう努めており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、協定の見直しに際して高速道路会社の継続的かつ自律的なコスト縮減努力が図られるよう取り組む必要がある。  <その他事項> 特になし

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-8-③	8 業務遂行に当たっての取組 ③ 高速道路の利用促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。</p> <p>なお、高速道路利便増進事業について、交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。</p>	<p>債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。</p> <p>なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用する。</p>	<p>協定に基づき、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。</p> <p>なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 会社による高速道路の利用促進施策の促進</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 高速道路の利用促進施策の推進を会社に促しているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1) 高速道路網の整備として、東九州自動車道（椎田南～豊前）等 61.5km が新規供用となった。 2) 国の補助金を活用したスマートインターチェンジ7箇所を新規事業として協定及び業務実施計画書に追加した。（6月） 3) 11箇所のスマートインターチェンジの供用を開始した。（3月） 4) 多様で弾力的な料金施策として、会社が実施した高速道路の利用促進のための企画割引について届出を受理し内容を確</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定： B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 高速道路の利用促進に資するため、阪神高速道路の利便増進事業については、近畿圏の新たな高速道路料金の意見募集を実施、計画の変更を行い、また、企画割引などの利用促進施策を推進するよう高速道路会社に促していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、高速道路会社による高速道路の利用促進施策が推進されるよう、会社に対して促していく必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>



				<p>認した。(企画割引の実施：37件)</p> <p>5) 阪神高速道路に係る利便増進事業を含む、近畿圏の新たな高速道路料金の具体案について、意見募集を行い(12月)、「高速道路利便増進事業に関する計画」の変更を行った。(3月)</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—8—④	8 業務遂行に当たっての取組 ④ 調査・研究の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第11号前各号の業務に附随する業務を行うこと。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【高速道路勘定】								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,866,436	4,648,148	3,839,900	3,381,454
									決算額（百万円）	4,826,682	4,630,680	3,822,271	3,364,392
									経常費用（百万円）	1,459,562	1,459,185	1,431,535	1,411,333
									経常利益（百万円）	236,511	516,429	563,104	567,982
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,746	△416,459	△506,253	△547,948
									従事人員数	83	82	82	82

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。	内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、機構ホームページ等を通じて会社をはじめ関係機関に情報提供する。	内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、機構ホームページ等を通じて会社をはじめ関係機関に情報提供する。	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> 調査研究の実施及びその情報提供の状況  <評価の視点> 調査研究が実施され、その成果が関係機関に情報提供されているか	<主要な業務実績> ・『「米国連邦高速道路予算支出をより生産的にするための方策」－米国連邦議会予算局報告書（2016年2月）－』及び『英国の道路と道路行政－道路庁の国有企業化と主な施策・事業－』の海外調査報告書を発行するとともに、ホームページで公表した。（4月、3月）	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。  <課題と対応> ・特になし	評価 B  <評価に至った理由> 内外の高速道路事業等に関する調査を実施し、その成果を調査報告書としてホームページ等を通じ広く提供していることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、調査・研究を実施し、その結果を広く情報提供していく必要がある。  <その他事項>

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-8-⑤	8 業務遂行に当たっての取組 ⑤ 環境への配慮		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律第7条第1項 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。 同条第4項 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【法人単位】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,868,857	4,658,971	3,844,008	3,388,568
									決算額（百万円）	4,828,020	4,632,279	3,824,908	3,367,706
									経常費用（百万円）	1,468,249	1,467,728	1,440,155	1,419,961
									経常利益（百万円）	236,648	516,774	563,247	568,080
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,176	△416,106	△505,794	△547,416
									従事人員数	84	83	83	83

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
物品等の調達を行うに当たっては、環境物品等の調達により、環境への負荷の低減に配慮すること。 また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促すこと。	環境への負荷の低減に配慮した調達の推進する。 なお、環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特	環境への負荷の低減に配慮した調達の推進する。 なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく「平成28年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> 環境物品等の調達の状況  <評価の視点> 法令等に基づき環境物品等を調達しているか。	<主要な業務実績> 1)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づき「平成28年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し（4月）、環境物品の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。  <課題と対応> ・特になし	評価 B  <評価に至った理由> 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、環境物品の調達を行っていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、環境への負荷の低減に配慮した調達の推進に取り組む必要がある。  <その他事項> 特になし

	<p>定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを（特定調達物品等）を100%調達する。</p> <p>また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</p>	<p>環境物品等の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達する。</p> <p>また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</p>		<p>に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。</p> <p>2) 環境への取組や地球温暖化抑制に果たす高速道路の役割等を取りまとめた会社の環境報告書・CSR報告書等について機構ホームページを通じて周知を図った。</p> <p>3) 会社に対して環境の保全と創出に配慮するよう促し、引き続き、各種情報の提供を図った。</p>		
--	--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—8—⑥	8 業務遂行に当たっての取組 ⑥ 危機管理		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条各号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）【法人単位】						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特になし									予算額（百万円）	4,868,857	4,658,971	3,844,008	3,388,568
									決算額（百万円）	4,828,020	4,632,279	3,824,908	3,367,706
									経常費用（百万円）	1,468,249	1,467,728	1,440,155	1,419,961
									経常利益（百万円）	236,648	516,774	563,247	568,080
									行政サービス実施コスト（百万円）	△121,176	△416,106	△505,794	△547,416
									従事人員数	84	83	83	83

注) 予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
会社及び関係行政機関と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるために、より一層の迅速、的確かつ効果的な対応を取ることができるよう体制を確立し、日頃から高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、伝達等に関する訓練を実施するなど、これまでの取組状況も踏まえ、会社とも連携を図りつつ、危機管理能力の一層	地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。 特に、大規模災害等により東京本部での重要業務の継続が困難な場合には、関西業務部に	地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。 特に、大規模災害等により機構本部での重要業務の継続が困難な場合には、関	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; ・災害時における会社及び関係機関と協力した迅速かつ的確な情報収集・伝達等の措置状況 ・大規模災害に備えた訓練の定期的な実施</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ・災害時に会社及び関係機関と協力し、迅速かつ的確な情報収集・伝達等を行ったか。 ・大規模災害に</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1) 防災業務計画に基づく的確な対応 ・熊本地震をはじめとして、災害が発生した際には、災害の規模に応じて、非常体制、緊急体制、警戒体制を構築した。 ・災害が発生した場合には、交通の危険防止のための通行の禁止、緊急車両の通行の許可など、会社からの要請に基づき、必要な措置を迅速かつ的確に行った。(地震、降雨、その他災害 53件) ・災害の発生に備え、計画的に防災訓練を実施した。(基本動作訓練: 1回、安否登録</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価: B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 災害による高速道路の通行止め状況や被災・復旧情報の収集を行うとともに、大規模災害に備えた各種訓練を実施し危機管理能力の向上に努めたことから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、防災訓練等を実施し、大規模災害時に的確な対応がとれるようにする必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>

<p>の向上を図ること。</p>	<p>いて代行する。 また、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を年1回以上実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練（不定時）や重要業務の継続訓練等を適宜実施することにより、迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の一層の向上を図る。</p>	<p>て代行するほか、会社において必要な対応が適切に実施できるよう会社と連携し仕組みを構築する。 また、災害等への迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の向上を図るため、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練（不定時）や重要業務の継続訓練等を適宜実施する。 なお、災害対策基本法に基づく道路区間指定の適用事例を引き続き検証し、必要に応じて体制・運用の充実・強化を図る。</p>	<p>備えた訓練を定期的に実施したか</p>	<p>訓練・参集応答訓練3回) 2) 防災業務計画の充実 ・大規模災害等により、各事務所(機構本部、関西業務部)で防災業務計画に定める継続業務の実施が困難となった場合における、継続業務を実施するための仕組みを構築した。機構本部が被災した場合の権限代行に関わる継続業務については、会社において手続きを実施できるよう、会社と連携して適切に運用できる仕組みを構築し、その他の継続業務については、もう一方の事務所において手続きを行うこととした。(3月)</p>		
------------------	--	--	------------------------	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	1 財務体質の強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの削減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。	債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの削減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。	債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの削減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 収入及びコスト削減の状況 <評価の視点> 収入の確保を図られているか、業務コストの削減が進められているか	<主要な業務実績> ・Ⅰ-2、Ⅱ-2-④及びⅡ-2-⑦のとおり、収入の確保を図るとともに、低利で円滑な資金調達に努めるなど、業務コストの削減を進めた。	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評価 B <評価に至った理由> 収入の確保及び低利で円滑な資金調達に努めるなど業務コストの削減に努めており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、収入の確保及び業務のコストの削減に取り組む必要がある。 <その他事項> 特になし	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
Ⅲ—2, 3, 4	2 予算、3 収支計画、4 資金計画	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	2 予算（別表1のとおり）  3 収支計画（別表2のとおり）  4 資金計画（別表3のとおり）	2 予算（別表1のとおり）  3 収支計画（別表2のとおり）  4 資金計画（別表3のとおり）	<主な定量的指標> 特になし  <その他の指標> 特になし  <評価の視点> 予算、収支計画、資金計画を的確に策定しているか	<主要な業務実績> ・予算の計画及び実績は別表1のとおりである。 ・収支計画及び実績は別表2のとおりである。 ・資金計画及び実績は別表3のとおりである。	<評価と根拠> 評価：B ・債務の早期の確実な返済を進めるために、必要な予算、収支計画、資金計画を策定し、業務運営に取り組んだことからBとする。  <課題と対応> ・特になし	評価 B  <評価に至った理由> 必要な予算、収支計画、資金計画を策定し、適切に業務を行っていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、予算、収支計画、資金計画を適切に策定し、計画に基づいた業務運営に取り組む必要がある。  <その他事項> 特になし	

4. その他参考情報
特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 9,600 億円とする。	一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 9,600 億円とする。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 短期借入金の限度額の設定</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 短期借入金の限度額を計画どおり設定しているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ・一時的な資金不足等に対処するため、金融機関と当座貸越契約（限度額合計 9,600 億円）を締結した。 なお、一時的な資金不足等の事態は発生しなかったため、短期借入れは行わなかった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価： -</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評価</p> <p>—</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; —</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>	—

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p>京都市道高速道路1号線（新十条通）の一部については、通則法第46条の3の規定に基づき、平成31年に現物により払い戻す。</p> <p>このほか、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。</p>	<p>京都市道高速道路1号線（新十条通）の一部については、通則法第46条の3の規定に基づき、平成31年に現物により払い戻すことについて、当該払戻しの請求をすることができる旨を催告する。</p> <p>このほか、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 不要財産の適切な把握及び処分に向けた方策</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 不要財産が発生した場合には、売却し、債務の返済に充てているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都市道高速道路1号線（新十条通）の一部については、京都府及び京都市に対して、出資の払戻しの請求について催告を行った。（2月）</li> <li>その後、京都府及び京都市より、払戻しの請求を受けた。（3月）</li> <li>他の公共事業等との調整の結果、高速道路事業として不要となった財産については、道路区域減を行ったうえで売却し、債務の返済に充てた。（1件、93百万円）</li> <li>一名神高速道路[栗東東JCT～栗東IC]</li> <li>ホームページで高</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 発生した不要財産を処分し、債務返済に充てており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>	

					<p>速道路事業用地の有効利用等の促進に係る提案募集を行っているもののうち、「北陸自動車道 北鯖江PA(上)」の一部について、福井県から提案があり、売却契約を締結した。(3月)</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
VIII-2	2 業務の実施について	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするため、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、例えば、「出向職員は出向元に関係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図ること。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直し</p>	<p>高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするため、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、例えば、「出向職員は出向元に関係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図る。また、必要に</p>	<p>機構が実施すべき業務を厳格に実施するため、平成 25 年度に整備した内部規程を遵守するとともに、職員の意識啓発に引き続き取り組む。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 内部規程の遵守、職員の意識啓発等取組状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 内部規程を遵守し、職員の意識啓発に取り組んでいるか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ・業務を厳格に実施するための仕組みとして、会社からの出向職員を出向元の会社と利益が相反する恐れがある業務（以下「特定業務」という）に携わらせる場合は、当該業務の相手方である会社を出向元とする職員以外の職員を責任者とする合議制の作業チームを構成して業務を実施することとしており、人事異動に伴い作業チームの構成員を見直し、業務を厳格に行った。なお、特定業務に係る決裁 170 件は適正に実施している。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 特定業務について、相手方である会社を出向元とする職員以外の職員を責任者とする合議制の作業チームを構成して業務を実施する体制により業務に取り組んでおり、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、厳格な業務実施のために必要な体制整備及び職員の意識啓発に取り組む必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>	

	しを行うこと。	応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。					
--	---------	--------------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-3	3 人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人員	常勤職員数 85 人を 上回らない		84 人	81 人	83 人	83 人		(各年度末の人員数)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
①職員の能力及び実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人員配置とし、職員の能力の向上を図ること。	①方針 1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制に取り組みつつ、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。	①方針 1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。	<主な定量的指標> 常勤職員数は、85 人を上回らないよう努める  <その他の指標> ・個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。  ・総人件費削減の取組を踏まえた、人件費の見直し。  <評価の視点> ・士気向上に向けた勤務実績を処遇に反映したか。 ・受講者や関連業務のニーズに合わせた職員研修計画を策定し、実行したか。 ・必要最小限の職員で効果的、効率的な業務運営がなされる人員の適正配	①方針 1) 処遇への反映 ・夏季及び年末特別手当について、役職員の勤務実績を処遇に反映した。 2) 知識及び能力の養成 ・外部講習への派遣等を含めた職員研修年度計画を策定し、外部機関主催の研修に職員を参加させた。 ・良好な職場環境を構築するため、メンタルヘルス対策についての知識向上等を目的とした「メンタルヘルス対策等に関する講演会」を開催した。 ・入札談合等関与行為防止に関する講習会を実施した。 ・転入者へのセキュリティポリシーの周知、役職員への情報セキュリティに関する注意喚起、標的型メール訓練、自己点検、セキュリティ講習会を実施した。 3) 人員の適正な配置	<評定と根拠> 評定：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。  <課題と対応> ・特になし	評定 B	<評定に至った理由> 勤務実績の特別手当への反映、研修を通じた職員の能力向上、適正な人員配置に取り組んでおり、また、人件費においては国家公務員の給与水準に準拠するよう、必要な規定整備を行い、適正な給与水準維持に努めていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評定とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、職員の業務実績の処遇への反映、職員の能力向上及び適正な人員配置に取り組み、また業務運営の効率化による人員の抑制及び人件費が適正な給与水準となるよう取り組む必要がある。  <その他事項> 特になし

<p>②業務運営を効率化し、人員の抑制に努めること。</p> <p>③人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>②人員に関する指標 常勤職員数を85人とし、中期目標期間中を通じて人員の抑制を図る。</p> <p>③人件費に関する指標 人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>②人員に関する指標 常勤職員数は、85人を上回らないものとする。</p> <p>③人件費に関する指標 人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>置がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務運営の効率化により常勤職員数85名を上回らない体制となっているか</li> <li>・役職員の給与水準の適正化に取り組んだか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容を踏まえ、人員の適正配置の確保を図り業務運営の効率化に努めた。</li> </ul> <p>4) 衛生委員会に係る調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より適正な職場の衛生管理を行うため、総務担当理事を委員長とする衛生委員会を原則月1回開催した。</li> </ul> <p>5) 勤務時間管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働時間の状況確認や産業医による面接指導の充実など、勤務時間管理の徹底を行った。</li> </ul> <p>②人員に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員数が85名を上回らない体制の下で、業務を適切に実施した。</li> </ul> <p>③人件費に関する指標</p> <p>1) 平成28年度の役職員の給与については、国家公務員に準拠して関係規程の改正を実施した。(12月)</p> <p>また、平成29年度の役職員の給与について、国家公務員に準拠した関係規程の改正(平成29年4月1日施行)を実施した。(3月)</p> <p>2) 給与水準の適正化に向けた取組について、「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表」によりホームページにて公表を行った。(6月)</p>		
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-4	4 内部統制について		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考とし、内部統制の更なる充実・強化を図ること。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考とし、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進す</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日施行の通則法の改正に伴い整備した、業務の適正を確保するための体制等の下で、適切に運用する。</p> <p>また、情報セキュリティ対策については、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ策定した機構の情報セキュリティポリシーに基づき、適切に推進する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 特になし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 内部統制の充実・強化、情報セキュリティ対策の推進状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 内部統制の更なる充実・強化が図られているか、情報セキュリティ対策を推進しているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 1) 独法通則法の改正に伴い内部統制の充実・強化を図るため整備した、業務体制等の下で、役員会のほか、内部統制委員会(4月、9月、11月、2月)、資金調達及び金融機関等選定委員会(10回)、入札・契約手続運営委員会及び契約監視委員会(6月)を開催した。</p> <p>2) 債務の確実な返済に影響を与える金利、交通量等の変動について、幹部連絡会において常時把握するとともに、役員会・内部統制委員会等において債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を行うことにより、リスクへの適切な対応を行っている。</p> <p>また、内部統制委員会において、リスクの把握、対応策の状</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・特になし</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 独法通則法の改正に伴う各種規則等の整備、役員会・内部統制委員会等を活用した統制環境の整備、政府の方針を踏まえた情報セキュリティ対策の整備、リスクの評価・分析を適切に行っていることから、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 他法人等におけるセキュリティ事案が多数生じている現状を踏まえ、組織の情報セキュリティ対策の強化について更なる検討を行い、あわせて職員一人一人のセキュリティ対策についての意識を向上させる必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>	

	る。			<p>況及びリスクの評価について審議した。 (9月)</p> <p>3) 情報セキュリティ対策については、セキュリティポリシーに基づく現行のセキュリティ体制による運用監視を継続し、適切に推進した。</p> <p>また、以下のとおり対応を行った。 (主な実施事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転入者へのセキュリティポリシーの周知、役職員に対する情報セキュリティに関する注意喚起を行った。</li> <li>・ CISO 会議やNISC主催などの会議・研修・勉強会へ参加し知識向上を図った。</li> <li>・ パソコン入れ替えにともない、主体認証を静脈認証とし、セキュリティを強化した。(4月)</li> <li>・ 情報セキュリティポリシーに基づいた内部監査の実施(5月)</li> <li>・ 新たなドメインコントローラーを導入したことにより、アクセスログを保存するとともに、各パソコンが最新のセキュリティパッチを得られるように統一的に管理し、セキュリティを強化した。(1月)</li> <li>・ NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)による独法監視体制の運用を開始した。(2月)</li> <li>・ 標的型メール訓練、自己点検、セキュリティ講習会を実施した。(2月)</li> </ul>		
--	----	--	--	--	--	--

					・政府統一基準に則った内容の機構情報セキュリティポリシーを平成 29 年 4 月から適用できるように整備した。(3月)		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-5	5 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務とする。	前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、当年度分の減価償却及び除却を行う費用に充てる。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 当年度分の減価償却及び除却を行う費用に充てているか	<主要な業務実績> ・前中期目標期間繰越積立金 24 億 77 百万円のうち、平成 28 年度は、減価償却に充てるため 62 百万円を取り崩した。(3 月)	<評価と根拠> 評価：B ・左記のとおり業務を実施し、計画を達成しているためBとする。 <課題と対応> ・特になし	評価 B <評価に至った理由> 前中期目標期間繰越積立金を減価償却に充てており、年度計画における所期の目標を達成しているものとしてB評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、前中期目標期間繰越積立金について中期計画及び年度計画に定めるところにより適切に用いられる必要がある。 <その他事項> 特になし	

4. その他参考情報
特になし